

一般社団法人 海部津島青年会議所  
シニア・クラブ規定

第1条（名称）本会は一般社団法人海部津島J C（海部津島青年会議所）シニア・クラブと称する。

第2条（事務局）本会の事務局は一般社団法人海部津島青年会議所事務局に置く。

第3条（目的）本会は会員相互の親睦をはかると共に、一般社団法人海部津島青年会議所の活動を支援することを目的とする。

第4条（事業）本会は目的の範囲内において次の事項を行う。

1. 会員総会、世話人会において決定された事項。
2. その他、目的達成に必要な事項。

第5条（入会）一般社団法人海部津島青年会議所の特別会員は全て入会するものとする。

第6条（会費）本会の会費は事業の都度出席会員より徴収する。

第7条（会議）本会は年1回の会員総会を開催し、必要に応じて隨時開催する。

第8条（役員）本会は次の役員を置く。

世話人代表 1名

世話人 若干名

役員は本会の運営に当たりその任期は一年とし原則として交代することとする。

第9条（事業年度）本会の事業年度は1月1日より12月31日迄とする。

附則

本規定は1983年7月13日より施行する。